

議案の会派態度表(第2回定例会) (○賛成 ×反対)

議案名	会 派 名							
	公 明 党	真 正 議 員 団	共 産 党	自 民 党	民 主 さ わ や か な 風	リ ベ ラ ル 刑 政 会	さ さ が け	民 主 党 東 大 阪
訴訟提起(建物収去土地明渡等)の件11案件の閉会中継続審査	×	○	○	×	○	○	×	○
平成22年度東大阪市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)に関する専決事項報告の件								
平成22年度東大阪市奨学事業特別会計補正予算(第1回)に関する専決事項報告の件								
東大阪市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件								
東大阪市税条例の一部を改正する条例制定の件								
東大阪市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件								
東大阪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	○	○	○	○	○	○	○	○
財産取得の件								
訴訟提起の件(損害賠償義務不存在確認請求事件・独立当該者参加)								
住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域の住居表示の方法に関する件								
町の区域及び名称の変更に関する件								
財産区管理委員選任の同意を求める件								
子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願(閉会中継続審査)								
ダイヤモンド婚式復活を求める請願(採択)	退席	○	○	×	○	○	○	○

第2回定例会

— 6月18日～6月23日 —

今定例会の経過

平成二十二年第二回定例会は、六月十八日から二十三日までの六日間の会期で行われました。

今定例会では、報告案件が八件、条例や訴訟提起等の議案十九件の計二十七案件が市長より提案され、先議案件及び報告案件の計七案件を除く二十案件が各常任委員会に付託され慎重審査が行われました。

二十三日の本会議において、訴訟提起の件十一案件と請願一件が継続審査となり、他の九案件は可決され、他に請願一件の採択並びに財産区管理委員の選任同意がありました。

市民からの「ダイヤモンド婚式(結婚六十年のお祝い)復活を求める請願」

公明党は退席、自民党は反対するも賛成多数で採択

今定例会には、「ダイヤモンド婚式」結婚六十年のお祝い)の復活を求める請願が提出され、所管の民生保健委員会で審査が行われました。

市は、十九年度まで、「ダイヤモンド婚、金婚夫婦のつどい」という、本市にお住まいのご夫婦で金婚式、ダイヤモンド婚式を迎えるご夫婦を祝福する催しを開

催してまいりました。

しかし市は、二十年度になつて、事務事業の見直しを理由に市民や議会に十分な説明もなくダイヤモンド婚事業を廃止しました。

請願の審査において、市は一度廃止したのだから同事業の復活はできないとしており、約六十万円の経費であり、長年社会に尽くされてきたご夫婦がダイ

ヤモンド婚でのお祝いを楽しみにされ、また生活の励みになっている気持ちも思つて、市はなぜ同事業の復活を考へないのか。行財政改革ありきで、敬老事業は切り捨ててよい事業なのか。

また、事業廃止の際、削減した予算をもとに代替事業を行うとの方針があつたが、廃止されて以降、敬老事業の充実に向けた取り組

みは何らされていない。

当局からは、事業廃止の経過や理由など明確な答弁がなく審査が紛糾しました。結果、民生保健委員会で

の調整が不能となり、各派代表者会議、議会運営委員会の協議を経て本会議での審議の扱いとなり、二十三日の本会議において賛成多数で請願は採択されました(樽本議員は退席)。

長期間不法占拠を放置してきた「土地明け渡し訴訟」十一案件継続審査

訴訟提起の件については、都市計画道路足代四条線事業用地を不法占拠し店舗等を建てて使用している者に対し土地の明け渡し等を求める裁判を行うものです。

本件土地は昭和二十年代に市が道路用地として買収を行つたもので、戦後の混乱期に市の許可なく使用され、今日に至つての経過があります。また市は、これまで土地明け渡し等の法的措置をとつておらず不法

占拠を放置してまいりました。ところが、市は急に昨年十月、当該住民に対し十一月末までの一カ月を猶予期間とする明け渡し等を求める通知書を郵送しています。

議案の審査において、市の財産管理のため法的措置を行うことは当然だが、裁判を行う前に、道路の事業計画を住民によく説明して自主的に退去してもらう努力をなせ尽くさないのか。他の適当な移転地が見つ

かるまでの猶予期間を求めている者まで一律に裁判をするのか、不法占拠されている市民の財産が他にも多くある中、なぜ本件裁判を急いでする必要があるのか、貴重な市民の財産であり全市民的な財産管理の方針をまず明らかにすべきだ、などの質疑に対し当局から明確な答弁がなく議案は、なお慎重審査が必要との判断から継続審査の取り扱いと決定されました。

他の適当な移転地が見つかるまでの猶予期間を求めている者まで一律に裁判をするのか、不法占拠されている市民の財産が他にも多くある中、なぜ本件裁判を急いでする必要があるのか、貴重な市民の財産であり全市民的な財産管理の方針をまず明らかにすべきだ、などの質疑に対し当局から明確な答弁がなく議案は、なお慎重審査が必要との判断から継続審査の取り扱いと決定されました。